

ある目的を達成するために法令や政策を施行する場合に考えなくてはならないことは、その法令や政策に人々が従うかという点と、それらが施行された場合に社会にどのような影響を及ぼすかという点、そして本来の目的を達成できるかという三つの点である。そこでこの二つの観点から、ギャンブルの規制をめぐる三つの立場、すなわち「全面禁止」「全面許容」「一部許容」のそれぞれについて検討していく。

まず全面禁止の立場であるが、この法令の目的はギャンブル依存症を減らし、治安を改善することだと考えられる。しかしこうした法令が施行されたとしてもギャンブル愛好家がギャンブルをやめるとは考えづらく、その結果様々な賭博場が地下化すると予想される。地下化したギャンブルでは射倖性がより高くなり、今以上に深刻なギャンブル依存症患者を生み出す恐れがあるのみならず、その売り上げが反社会的組織の財源となることも懸念され、かえって治安の悪化を招く恐れがある。

次に全面許容の立場であるが、この法令はギャンブルを合法化することでその売り上げに課税をしたり、また観光客を誘致したりすることで経済を活性化させることを目的としたものと考えられる。しかし賭博行為が合法化・日常化されてしまえば、現在より多くのギャンブル依存症患者を生み出すことは想像に難くない。また国民の射倖心が煽られることによって、勤勉・努力によって財産を形成しようとする意識が社会から失われてしまう。そのため、この法令は結果的に国家の経済力を低下させるとも考えられる。

最後に、現在行われている「一部許容」の立場であるが、これは過度に射倖心を煽らないよう賭博性を抑えたギャンブルを政府や自治体が提供することで、地下化を防ぎつつ、その売り上げを地域や産業の振興に利用することを企図した制度であると考えられる。この立場でもギャンブル依存症患者は生まれてしまうと考えられるが、社会の情勢に合わせて規制を強化あるいは緩和することによって、政府がコントロールすることが可能である。

以上のとおり、全面禁止と全面許容の立場には実効性と副作用という点で問題があるのみならず、本来の目的を達成できない可能性が高いことがわかる。よって私は「一部許容」の立場を妥当だと結論づける。(937字)